

○福島空港条例施行規則

平成五年三月五日

福島県規則第八号

改正 平成一〇年三月三十一日規則第五八号

平成一一年九月七日規則第八七号

平成一二年三月二四日規則第三六号

平成一七年三月四日規則第一七号

平成二〇年十一月二八日規則第九七号

令和三年三月三〇日規則第二八号

福島空港条例施行規則をここに公布する。

福島空港条例施行規則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請又は届出は、それぞれ当該各号に定める申請書又は届出書によらなければならない。

一 福島空港条例(平成四年福島県条例第百一号。以下「条例」という。)第三条第二項の規定による許可の申請空港施設運用時間外使用許可申請書(様式第一号)

二 条例第四条の規定による届出空港施設使用(使用変更)届出書(様式第二号)

三 条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請制限重量超過航空機使用許可申請書(様式第三号)

四 条例第九条第二号の規定による許可の申請制限区域立入許可申請書(様式第四号)

五 条例第十条第一項の規定による許可の申請制限区域車両運転許可申請書(様式第五号)

六 条例第十条第二項の規定による許可の申請制限区域車両運行許可申請書(様式第六号)

七 条例第十一条第二号の規定による許可の申請爆発物等携帯(運搬)許可申請書(様式第七号)

八 条例第十一条第三号の規定による許可の申請裸火使用許可申請書(様式第八号)

九 条例第十二条第一項の規定による許可の申請工作物設置(土地使用)許可申請書(様式第九号)

十 条例第十二条第一項の規定による変更許可の申請工作物設置(土地使用)変更許可申請書(様式第十号)

十一 条例第十三条第一項の規定による許可の申請構内営業許可申請書(様式第十一号)

十二 条例第十七条第二項の規定による承認の申請着陸料等納付特例承認申請書(様式第十二号)

十三 条例第十八条の規定による免除の申請着陸料等免除申請書(様式第十三号)

十四 条例第二十条の規定による免除の申請土地使用料免除申請書(様式第十四号)

2 前項第十四号に掲げる申請書は、福島空港事務所長を経由して提出しなければならない。

(平一二規則三六・一部改正)

(届出方法等)

第二条 前条第一項第二号の規定にかかわらず、やむを得ない理由によりあらかじめ空港施設使用(使用変更)届出書による届出ができない場合は、当該届出事項を口頭その他の方法により届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、着陸後速やかに空港施設使用(使用変更)届出書による届出をしなければならない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

空港施設運用時間外使用許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

運用時間外の空港施設の使用の許可を受けたいので、福島空港条例第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 形 式	単車輪・複車輪・複々車輪・四脚四輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値（ターボジェット機の場合）	E P Nデシベル
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで （停留時間 時間）	
使用しようとする施設	滑走路・誘導路・エプロン・その他（ ）	
使 用 目 的		
運用時間外使用の理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 「主脚の形式」、及び「使用しようとする施設」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「使用しようとする施設」欄のその他に該当する場合は、（ ）内に具体的に記載すること。

空港施設使用（使用変更）届出書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

空港施設を使用（空港施設の使用について届け出た事項を変更）したいので、福島空港条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 形 式	単車輪・複車輪・複々車輪・四脚四輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値（ターボジェット機の場合）	E P Nデシベル
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで （停留時間 時間）	
使用しようとする施設	滑走路・誘導路・エプロン・その他（ ）	
使 用 目 的		
※ 変 更 内 容	（ 年 月 日付け届出の変更） 変更理由 変更事項	
参 考 事 項		

備考

- 1 「主脚の形式」、及び「使用しようとする施設」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「使用しようとする施設」欄のその他に該当する場合は、（ ）内に具体的に記載すること。
- 3 ※印の欄は、使用変更の届出の場合に記載すること。
- 4 「参考事項」欄には、フルストップ（F S）又はタッチアンドゴー（T/G）を行う場合にその回数を記載すること。

制限重量超過航空機使用許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

制限重量を超える航空機による空港施設の使用の許可を受けたいので、福島空港条例第5条第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 形 式	単車輪・複車輪・複々車輪・四脚四輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値（ターボジェット機の場合）	E P Nデシベル
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで （停留時間 時間）	
使用しようとする施設	滑走路・誘導路・エプロン・その他（ ）	
使 用 目 的		
参 考 事 項		

備考

- 1 「主脚の形式」、及び「使用しようとする施設」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「使用しようとする施設」欄のその他に該当する場合は、（ ）内に具体的に記載すること。
- 3 「参考事項」欄には、ACN値を記載すること。

制限区域立入許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第9条第2号の規定による制限区域への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	生年月日	住所	所属	立入場所	期間	理由	摘要

制限区域車両運転許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

制限区域内での車両の運転の許可を受けたいので、福島空港条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

立入許可証番号	氏名	所属	運転場所	期間	理由	摘要

備考 自動車の運転免許証の写しを添付すること。

制限区域車両運行許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

制限区域内での車両の運行の許可を受けたいので、福島空港条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

自動車登録番号又は 整理番号	
車名及び型式又は年式	
運行期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
運行場所	
所属又は所有者	
運行目的	
搭載物件の概要	
事故防止のための措置	

備考

- 1 自動車車検証の写し又はこれに準ずるものを添付すること。
- 2 特殊な形状の車両の場合は、その略図を添付すること。

爆発物等携帯（運搬）許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第11条第2号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯（運搬）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

爆発物又は危険を伴う 可燃物の種類及び数量	
携帯又は運搬の場所	
携帯又は運搬の目的	
携帯又は運搬の方法	
携帯又は運搬の期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
参 考 事 項	

裸火使用許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第11条第3号の規定による裸火の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

裸火の種類	
裸火を使用する場所	
裸火を使用する目的	
裸火を使用する期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
参考事項	

工作物設置（土地使用）許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

工作物設置（土地使用）の許可を受けたいので、福島空港条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置又は使用の場所	
設置又は使用の目的	
設置又は使用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用面積	
工作物を設置する場合は その種類、構造及び数量	
工事を伴う場合は、着工 及びしゅん工の予定年月日	着 工 年 月 日 しゅん工 年 月 日
参 考 事 項	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 戸籍抄本（法人にあつては、商業登記簿謄本）
- (3) 設計図書、仕様書及び工事明細書（工作物を設置する場合）
ただし、更新に係る許可の申請の場合であつては、添付することを要しない。

工作物設置（土地使用）変更許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

工作物設置（土地使用）の変更許可を受けたいので、福島空港条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工作物設置（土地使用）許可の年月日及び許可番号	年 月 日付け福島県指令 第 号	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日		
変 更 理 由		
工事を伴う場合は、着工及びしゅん工の予定年月日	着 工 年 月 日	しゅん工 年 月 日
参 考 事 項		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 設計図書、仕様書及び工事明細書（工作物の設置係る変更の場合）

構内営業許可申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

構内営業の許可を受けたいので、福島空港条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営 業 の 種 類	
営 業 の 場 所	
営 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
現に行っている営業がある 場合は、その営業の概要	
参 考 事 項	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 戸籍抄本（法人にあつては、定款又は寄付行為）
- (3) 資産又は納税に関する証明書（法人にあつては、商業登記簿謄本並びに最近の貸借対照表及び損益計算書）
- (4) 当該営業について、主務官公庁の許可又は認可を必要とする場合には、当該営業間許可又は認可を証する書類
ただし、更新に係る許可の申請の場合であつては、添付することを要しない。

着陸料等納付特例承認申請書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第17条第2項の規定による着陸料等との特例承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特例承認を受けようとする 着 陸 料 等	着 陸 料 ・ 停 留 料
特例承認を受けようとする 理 由	
特例承認を受けようとする 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
着陸料等の納付方法	
参 考 事 項	

備考

- 1 「特例承認を受けようとする着陸料等」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「参考事項」欄には、使用航空機の登録番号を記載すること。

着 陸 料 等 免 除 申 請 書

年 月 日

福島県福島空港事務所長

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第18条の規定による着陸料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

使用航空機の型式等	型 式	
	登 録 番 号	
	最 大 離 陸 重 量	トン
	主 脚 の 形 式	単車輪・複車輪・複々車輪・四脚四輪
	換 算 単 車 輪 荷 重	トン
	騒音値（ターボジェット機の場合）	E P Nデシベル
免除を受けようとする 着 陸 料 等 の 額	着 陸 料	円
	停 留 料	円
	計	円
免除を受けようとする 理 由	公用・試験飛行（ ）・ その他（ ）	
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
参 考 事 項		

備考

- 1 「主脚の形式」、及び「免除を受けようとする理由」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「免除を受けようとする理由」欄の試験飛行又はその他に該当する場合は、（ ）内に具体的に記載すること。
- 3 「参考事項」欄には、フルストップ（F S）又はタッチアンドゴー（T/G）を行う場合にその回数を記載すること。

土地使用料免除申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

福島空港条例第20条の規定による土地の使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免除を受けようとする 土地の使用料の額	円
免除を受けようとする 理 由	
参 考 事 項	

附 則（平成一〇年福島県規則第五八号）

- 1 この規則は、平成一〇年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島空港条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島空港条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成一一年福島県規則第八七号）

- 1 この規則は、平成一一年九月九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島空港条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島空港条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成一二年福島県規則第三六号）

- 1 この規則は、平成一二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島空港条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島空港条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成一七年福島県規則第一七号）

- 1 この規則は、平成一七年三月七日から施行する。
- 2 不動産登記法(平成一六年法律第百二十三号。以下「新法」という。)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十年規則第九七号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二八号)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島空港条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島空港条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。